

恵庭市告示第47号

恵庭市未収金に係る債権回収の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する徴収事務の委託について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第36条第3項の規定により告示します。

令和5年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

恵庭市未収金に係る債権回収委託業務

2. 委託の相手方

札幌市中央区大通西10丁目4番16号 ダンロップSKビル4階
弁護士法人みずなら総合法律事務所

3. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

